

意見	対応及び回答
長屋対応が本当に必要かどうか、慎重に検討が必要 (長屋の棟数や木造長屋に住んでいる世帯数などの確認が必要) 向日市において、長屋建ての1住戸が問題となっている状況はないのか。 長屋建ての1住戸をも計画の対象とするならば、計画の対象の記述変更が必要ではないか。用語の定義を入れる。 共同住宅について、始めから視野に入れなくても問題ないか。 「空家」「空き家」：計画のネーミング、条例の制定についても大切な問題となる。	本計画の対象「空家等」の定義：<u>長屋や共同住宅を含むこととする。</u> 計画素案P.1『「空き家」と「空家等」の記述の違いについて』、P.2『本計画の対象とする空家等』を追加
「空き家」と「空家」はきちんと使い分けないと混乱する	
計画のメインをどこに置くか明確にする必要がある ・今後空家の所有者が亡くなった場合 ・今後高齢者一人暮らし、高齢者夫婦暮らしの住宅が今後空家になる場合 の手立てが必要だと思う。	
第3章 空き家等対策の基本的施策 1～5 国の指針にあって、向日市にないものは「跡地利用」と「流通及び利活用の促進」。市として加えることに消極的であることは理解できるが、利活用に注目して、例えば近隣住民の生活環境にプラスとなるコミュニティ施設などに利活用する場合は、市として支援することも考えられるといった文言を盛り込んではどうか。 (個別具体の施策は、いずれかどこかに記述も必要では)	<u>広報・啓発、所有者に対する支援策、空家等の発生の予防策等の検討を行う。</u> 計画素案P.28『広報・啓発』を追加
空家は相続問題がカギ	
手間・費用がかかるが、遺言を残したり話し合うきっかけが必要	
空家が発生しないよう啓発を考えるべき	
解体したいが、資金に苦慮されている方もいる、融資制度があれば紹介など	
P.5 「調査対象：平成28年度調査の～」の下に「調査結果：275戸」を入れては。	計画素案P.7 追加

意見	対応及び回答
「誰も住んでいない」63件の所有者の所在地	向日市26件 京都府下21件 京都府外16件
日頃のクレームの状況	樹木の繁茂 屋根瓦が強風時に飛んでくる 家屋の塀にひびがはいて崩れそう 猫が住み着き子猫が生まれる
今年度空家とした275戸から送付を除かれた78戸の内訳 不動産会社であれば、その会社と連携できるのではないか	不動産業者15件 新築売買24件 更地1件 所有者等不明4件 苦情分重複34件
空家の長屋数	70軒